

「みんなで支えるみえの森林づくり」ロゴマーク使用取扱要領

平成27年1月
三重県農林水産部
みどり共生推進課

(趣旨)

第1条 この要領は、県土の3分の2を占める森林が、きれいな水や空気を育み、土砂の流出や山崩れを防ぐなど、県民が安全で快適に暮らすための重要な働きを果たしていることに鑑み、県民共有の財産とも言える森林を県民全体で支える機運を醸成するために三重県（以下「県」という。）が定めた「みんなで支えるみえの森林づくり」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 ロゴマークとは、別紙「みんなで支えるみえの森林づくりロゴマークデザインマニュアル」（以下「デザインマニュアル」という。）に定めるものをいう。

2 標準パターンとは、ロゴマーク上部に「みんなで支えるみえの森林づくり」の文字を配したものをいう。

3 併用パターンとは、標準パターンの下部に「みえ森と緑の県民税」の文字を配したものをいう。

(使用承認の申請等)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ使用承認申請書（第1号様式）を県に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 国、県、県内の市町、三重県林業団体連絡協議会に加盟する団体が公共目的で使用するとき。

(2) 県内に所在する学校等が教育の目的で使用するとき。

(3) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(4) その他使用承認の手続きを必要としないと県が認めたとき。

2 県は、前項ただし書きにより使用承認申請書の提出を省略した者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求めることができる。

3 使用者は、第1項の使用承認申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) ロゴマークの使用方法が確認できるもの。

(2) その他、県が必要と認めるもの。

4 申請にかかる費用は全て使用者の負担とし、県に提出された関係書類は返却しない。

(使用承認)

第4条 県は、前条第1項の規定による使用承認申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当すると判断する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 法令や公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) 営利目的で使用する、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) ロゴマーク制定の趣旨に反して使用する、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) その他、県がロゴマークの使用が不相当と認めたとき。

2 県は、ロゴマークの使用を承認するにあたって、第1項各号に定めるほか必要な条件を付すことができる。

3 県は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求めることができる。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインマニュアルに従って、定められた色、形式等を正しく使用すること。
- (2) 承認された内容により使用し、県の付した使用条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 承認を受けた以外の応用使用はしないこと。
- (5) 当該使用に係る物品の完成見本を速やかに県に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) 承認期間中において、使用を取りやめることとなった場合は、速やかに届け出ること。

(承認内容の変更)

第7条 ロゴマークの使用の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめロゴマークの使用承認内容変更申請書（第2号様式）を県に提出し、その承認を受けなければならない。

2 ロゴマーク使用承認内容変更申請書には、必要に応じて第3条第3項各号に掲げる書類を添付するものとする。

(承認の取り消し)

第8条 県は、ロゴマークの使用が第4条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合、又は第6条第1項各号のいずれかに反すると判断される場合は、使用承認後であっても使用承認を取り消すことができる。

2 県は、使用承認申請書の内容に虚偽があることが判明した場合は、使用承認後であっても使用承認を取り消すことができる。

3 前2項の規定により使用承認を取り消された者は、当該使用承認に係る物件の使用を直ちに廃止しなければならない。

4 前項の規定により発生する費用について、県は一切を負担しない。

(使用期限)

第9条 ロゴマークの使用期限は、使用承認申請書に記載の期限日と、使用承認申請書に記載の使用開始日の属する年度の年度末の日（県の閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日とする）のいずれか早い日までとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月13日から施行する。

この要領は、令和4年8月26日に改正し、同日から施行する。

(第1号様式)

みんなで支えるみえの森林づくりロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

三重県知事 へ

(申請者)

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者)

「みんなで支えるみえの森林づくり」ロゴマーク使用取扱要領に定める規定を承諾したうえで、次のとおり、みんなで支えるみえの森林づくりロゴマークを使用したいので申請します。

1. 使用対象物件名	
2. 使用目的	
3. 使用方法	
4. 使用場所	
5. 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
6. 使用するパターン	標準パターン ・ 併用パターン
7. 添付書類	
8. 担当者連絡先	所 属 : 氏 名 : 電話番号 : E-mail :

※「6. 使用するパターン」欄は、該当に○を付すこと。

(第2号様式)

みんなで支えるみえの森林づくりロゴマーク使用承認内容変更申請書

年 月 日

三重県知事 へ

(申請者)

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者)

年 月 日付け農林水第32- 号で承認を受けたみんなで支えるみえの森林づくりロゴマークの使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

事 項	変更前	変更後	理 由
1. 使用対象物件名			
2. 使用目的			
3. 使用方法			
4. 使用場所			
5. 使用期間			
6. 使用するパターン			
7. 添付書類			
8. 担当者連絡先	所 属： 氏 名： 電話番号： E-mail：		